

令和2年7月22日

第9回

会 議 録

桑折町教育委員会

桑折町教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 令和2年7月22日(水)
- 2 招集場所 桑折町役場第1会議室
- 3 出席委員 1番委員 柴田宣広 2番委員 鈴木キヨ子
3番委員 小野紀章 4番委員 長谷富子
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席者 教育長 会田智康
こども教育課長 長谷部清治
生涯学習課長 大内健矢
- 6 書記 総務係長 服部 亜由美
- 7 開 会 午後1時45分
- 8 教育長挨拶

はじめに、現在の町の教委行政について。感染症対策を実施しながら通常の活動に戻す取組みを行っている一方で、首都圏や関西では再び感染が拡大している状況である。町では引き続き「新しい生活様式」に沿って、各種行事・事業を実施していきたい。

次に、本日の協議事項「教科書採択」について。小学校用については昨年、新学習指導要領に準拠した教科書を採択し、これを4年間使用することになっている。今回は教育委員会における手続上の協議ということでご理解いただきたいこと。中学校については、来年度から開始の新学習指導要領に準拠する新たな教科書の採択を決定いただきたい。そもそも教科書の選定は、川俣町・伊達地区・安達地区合計7市町村で構成する「採択地区協議会」により行うことになっている。手順としては、まず、各地区から選ばれた教員が、地区で使用するに最適な教科書についての調査研究を行う。次に、この調査研究について、教員・保護者及び各地区教育委員の代表による「選定委員会」で議論・決定し、これを最終決定の場である7教育長による「採択地区協議会」に送り、選定委員会からの答申を踏まえて検討し決定、となる。この手順により選ばれた教科書が本日議案として提出されているものである。教科書の採択は、それぞれの市町村教育委員会で決定、または複数の市町村による協議会で採択した場合は、構成する市町村の教育委員会では全て同じものを決定することが、法律で定められている。本日の協議では、教育委員の代表として柴田委員、そして教育長

として私が、桑折町から参加し決定していることを鑑みて、協議会による採択を尊重しご了承いただきたい。

最後に、教育振興基本計画素案へのアンケートに対しては、回答いただくと共に、全般について様々な意見をいただき感謝申し上げます。意見をいただいたところではあるが、ご承知のとおり、現在の状況により内容を変えていく必要が生じた。この素案をどのように変えるか、また変えるに際し、いただいた意見をどのように生かしていくかについての議論は秋以降にと考えているので、ご了承いただきたい。

9 報 告

- (1) 教育行政報告について
- (2) 令和2年第6回桑折町議会臨時会報告について
 - (1) (2) こども教育課長より説明

10 議 事

- (1) 議案第24号 桑折町要保護準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部改正について

教育長 議案第24号について事務局から説明を求める。

こども教育課長が議案第24号について説明

小野委員 就学援助費は年間1万円だったと思うが、例えば、光回線を通したとして月に5,000円程度かかる。足りない部分は自己負担となろうかと思うが、オンライン授業を実施する期間の長さにかかわらず、年間1万円を支給するという理解でよろしいか。

こども教育課長 ランニングコストとしては年間6万円程度になる中で上限が1万円という制度であるが、年間契約に対して1万円ということではなく、オンライン授業を「実施した期間にかかる通信費」に対する援助となる。したがって援助する際は、その期間の使用明細等負担したことが分かるものを提示いただき、年間1万円の範囲内で対応する形になる。

教育長 その他質問等はないか。

(質問なしの声)

教育長 その他質疑はないようなので、議案第24号について、原案のとおり改正することでご異議ないか。

(異議なしの声)

教育長 異議がないので議案24号については、原案のとおり決定する。

- (2) 議案第25号 令和2年度要保護及び準要保護児童生徒の追加認定について

教育長 次に、議案第25号について事務局に説明を求める。

こども教育課長が議案第25号について説明

教育長 只今の提案に対して、意見、質問等があれば発言いただきたい。

(質問なしの声)

教育長 その他質疑はないようなので、議案第25号について、原案のとおり認定することでご異議ないか。

(異議なしの声)

教育長 異議がないので議案第25号については、原案のとおり認定する。

(3) 議案第26号 令和3年度使用小学校用教科用図書採択について

教育長 次に、議案第26号について事務局に説明を求める。

こども教育課長が議案第26号について説明

教育長 只今の提案に対して、意見、質問等があれば発言いただきたい。

(質問なしの声)

教育長 その他質疑はないようなので、議案第26号について、原案のとおり採択することでご異議ないか。

(異議なしの声)

教育長 異議がないので議案第26号については、原案のとおり採択することで決定する。

(4) 議案第27号 令和3年度使用中学校用教科用図書採択について

教育長 次に、議案第27号について事務局に説明を求める。

こども教育課長が議案第27号について説明

採択に携わった立場で教育長・柴田委員が補足説明

教育長 ただ今の提案に対しての質問、また、教科書見本、調査研究報告書を見ての意見感想など発言いただきたい。

鈴木委員 家庭科の教科書を拝見しての感想。防災とか環境問題のウェイトが大きいこと、また地域との共生を取り上げるなど、非常に現実的なことに対する視点の向け方を学習の中心においているところが選定された理由と感じた。家庭科として、自立を目指すヒントを子どもたちに教育していくことを目指している点が大変良かったのではないかと感じた。パラッと見た感じでも非常に充実しているのが分かった。

小野委員 昨年度、小学校の教科書を拝見した際にも感じたことだが、自分の頃と比べると、フルカラーでビジュアルライズされており、非常にわかりやすくなっていると感じた。また、福島県の指針がある程度ある中でしっかり調査・研究がなされ、選定委員会で検討を重ねてきたことを思うと、地区に分かれて選定していることも意味のあることだと分かった。

良かったと感じる。この教科書でしっかり子どもたちが学んでくれることを期待する。

長谷委員

主要5教科については、大人になったとき家庭中での話題になりにくいのが、音楽の教科書を見ると、少ない楽曲の中でも自分たちが当時習っていた曲が未だに載っており、一緒に歌ったり、共通の話題に出来たりするのが良いと感じた。

柴田委員

採択協議会が現在の形になっているのは、福島市が中核市となって独立したことに端を発するもの。そもそも教科書の広域一括採用の趣旨は、教育委員会により教科書が違うことで、高校受験時の不公平を防ぐためであった。福島市が独立した現在にあっては、教科書選定にこの視点は不要であり、必要なのはいかに新学習指導要領を満たしているかの視点だったということ。

11 その他

(1) 次回(8月)定例会の開催について

- ・当初予定通り開催 8月28日(金)午後1時30分から役場第1会議室

(2) 今後の日程について

(3) その他

①令和2年度教育委員・教育長の出欠について

- ・欠席委員：柴田委員、鈴木委員
- ・会場までの交通手段：各自で現地集合

②総合計画審議会について(柴田委員より)

- ・柴田委員：教育委員の立場として審議会委員の委嘱を受けている。8月7日に第1回目の審議会がある。教育委員を代表していること、また教育振興基本計画は10年先を考える新総合計画において部門別計画の一つであることから、今後委員の皆さんと意見交換する場を企画いただきたい。

→8月7日の審議会を踏まえたうえで、次回定例会で行うかまたは素案の見直しを検討するなかで行っていくものとするかを定める。

12 閉会 午後2時44分